

議事日程(第3号)

令和7年12月16日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職員職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 督促手数料の廃止に関する関係条例の整備に関する条例の制定について(討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について(討論・採決)
- 日程第14 議案第14号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について

て（討論・採決）

日程第15 議案第15号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について（討論・採決）

日程第16 議案第16号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について（討論・採決）

日程第17 議案第17号 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

日程第18 発議第1号 周防大島町議会基本条例の制定について（質疑・討論・採決）

日程第19 発議第2号 周防大島町議会議員政治倫理条例の制定について（質疑・討論・採決）

日程第20 委員会の閉会中の継続審査について

日程第21 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）（討論・採決）

日程第2 議案第2号 令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第3 議案第3号 令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第4 議案第4号 令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第5 議案第5号 令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第6 議案第6号 令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）

日程第7 議案第7号 周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第8 議案第8号 周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（討論・採決）

日程第9 議案第9号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

- 日程第10 議案第10号 督促手数料の廃止に関する関係条例の整備に関する条例の制定について（討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第12 議案第12号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第13号 周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第14 議案第14号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第15 議案第15号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第16 議案第16号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第17 議案第17号 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）
- 日程第18 発議第1号 周防大島町議会基本条例の制定について（質疑・討論・採決）
- 日程第19 発議第2号 周防大島町議会議員政治倫理条例の制定について（質疑・討論・採決）
- 日程第20 委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第21 議員派遣の件について

出席議員（14名）

1番 占部 智子君	2番 浅原 賢潤君
3番 山根 耕治君	4番 栄本 忠嗣君
5番 岡崎 裕一君	6番 山中 正樹君
7番 白鳥 法子君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
11番 久保 雅己君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君 議事課長 林 祐子君
書 記 末武 良浩君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	代表監査委員	……………	池田 友彰君
副町長	……………	山中 茂雄君	教育長	……………	星野 朋啓君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	木谷 学君
産業建設環境部長	……………	松村 浩君	下水道部長	……………	藤本 倫夫君
統括総合支所長	……………	辻田 建一君	会計管理者	……………	宮崎由紀子君
教育次長	……………	中原 藤雄君	病院事業局総務部長	…	木村 稔典君
総務課長	……………	梅木 義弘君	財務課長	……………	今尾 勝則君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

12月12日の本会議に引き続き、お疲れさまです。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）から、日程第6、議案第6号令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの6議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は11月28日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和7年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和7年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和7年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和7年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和7年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第7号周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

11月28日の本会議において、民生常任委員会に付託しました付託案件について、民生常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、審査の経過並びに結果の報告を求めます。新田民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（新田 健介君） 失礼いたします。

それでは、民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、去る令和7年11月28日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第7号周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、皆様のお手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

それでは、その審査の過程におけます発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、委員より、移住を検討しお試し暮らしに来られた方が、子どもを預けている時間に家を見たり、子どもが保育園に慣れるか様子を見るという事由で制度を利用することはできるのかとの質問に対しては、利用に際しては、保護者に対する要件はないため利用可能であるとの答弁で

ありました。

また、委員からの、この事業が子育てブックの中に盛り込まれるとよいのだがとの意見に対しましては、来年度の子育てブックに加えるよう考えているとの答弁でありました。

質疑終了後には、この条例の制定に対する反対、賛成、いずれの討論もなく、採決に際しましては委員全員が可決とすべきものとの結果でありました。

以上をもちまして、本委員会に付託された案件の審査の内容について、民生常任委員会の報告を終了いたします。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

これより討論、採決に入ります。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号周防大島町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員長の報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第8号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてから、日程第12、議案第12号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は11月28日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号周防大島町議会議員及び周防大島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例及び周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号督促手数料の廃止に関する関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第13号

日程第14. 議案第14号

日程第15. 議案第15号

日程第16. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第13号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定についてから、日程第16、議案第16号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は11月28日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第13号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町陸上競技場及び周防大島町総合体育館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等

の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第15号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第17号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

執行部の説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第17号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、町議会議員及び町長等特別職の期末手当に関する条例を一括して改正しようとするものであります。

本年度の人事院及び山口県人事委員会では、民間の特別給の支給割合と均衡を図るため、一般職等の期末手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げると勧告されました。また、国においては令和7年11月11日に閣僚等の特別職についても一般職に準じた改正を行うと閣議決定が

なされ、山口県においても令和7年11月25日付で改正条例案が県議会に上程されたところで
す。本町におきましても、町議会議員及び町長等特別職の期末手当について、国及び山口県に準
じて支給月数を年間で0.05月分引き上げようとするものです。

それでは、新旧対照表により改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条は、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第2条は、周防
大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。町議会議員及び町長等特別職
の期末手当の支給割合を100分の2.5引き上げ、現行の100分の172.5から100分の
175に改正するものでございます。この改正により、年間の期末手当の支給割合は現行の
100分の345、3.45月分から100分の350、3.5月分となります。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、公布の日から施行とし、附則第2項では、改正後の
条例の適用日を令和7年4月1日からとするものでございます。附則第3項及び第4項は、改正
前の条例の規定に基づいた町議会議員及び町長等の期末手当が改正後の条例の規定による議会議
員及び町長等の期末手当の内払いとしており、改正後の条例を適用した場合は、その差額を支給
することとなります。附則第5項は、規則への委任であります。

何とぞ慎重に御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。議案第17号、質
疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原
案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第1号

日程第19. 発議第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、発議第1号周防大島町議会基本条例の制定についてと、日

程第19、発議第2号周防大島町議会議員政治倫理条例の制定についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。吉村忍議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 新田議員、山根議員、栄本議員、岡崎議員、山中議員の賛成をいただき、本日の会議に提出しております、発議第1号周防大島町議会基本条例の制定について、提案の趣旨を御説明いたします。

議案つづり（第2号）の5ページをお開きください。

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少の進行、財政状況の変動、行政需要の高度化・多様化等、大きく変容しております。その中で、本町のさらなる発展に向け、議会が住民代表機関としての役割を的確に果たしていくことができるよう、議会自らがその基本姿勢を明確に示し、政策形成及び執行機関の監視・評価機能をより適正に発揮する体制を整備することが求められております。

本条例案では、議会活動原則、町民との情報共有及び意見交換の推進、執行機関との関係性の基本など、議会運営の基本事項を体系的に規定しております。これにより、議会としての自律性を確保しつつ、町民に対する説明責任と透明性を強化し、開かれた議会運営を実現することを目的としており、議会の目指すべき道を示すため、条例を制定しようとするものであります。

なお、本条例の制定にあたっては、今年度より、議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会において検討を開始し、本町議会において数年前に作成した条例案をもとに各自治体の先行事例の調査等の整理を進め、複数回にわたり協議を重ね、条例案として取りまとめたものであります。

それでは、本条例案の要点を御説明いたします。

前文では、町議会は、町の政策決定や事務の執行を監視する役割を行うとともに、政策形成における提案、提言を行うことで、町民の福祉の増進及び町政の発展に寄与しなければならない。地方分権の進む中、町民との信頼関係や執行機関との協働の精神が不可欠である。更に、議会の公正性と透明性を確保し、町民に開かれた議会活動を行うなど、議会の果たす役割はますます増大している。合併前の旧4町の枠組みや境界線、慣習、前約にとらわれることなく、軋轢を超え、町全体を考えた行政運営やまちづくりを推進すべきであると述べています。

第1条の目的は、議会に関する基本的事項を定めることにより、町民の福祉の増進と町政の発展に寄与することとしております。

第2条は、議会の活動原則を、第3条は、議員の活動原則を定めております。

第4条の町民参加及び町民との連携は、議会は町民との意見交換の場を設け、政策提案の拡大に努めるものとし、多様な広報手段を活用することで町民が議会と町政に関心を持つよう議会の

広報活動を充実すると定めております。

第5条の議会と町長等との関係は、一般質問は、一問一答方式又は一括質問方式とし、町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して、論点を明確にするため反問することができるように定めております。

第6条の政策等の形成過程の説明は、町長が提案する重要な政策について、理解を深めるため説明を求めることができるようにしております。

第7条は、予算及び決算における説明について、分かりやすい説明資料を町長等に求めることができるようにしております。

第8条の議決事件の拡大は、法に基づき必要な事項を議決事件として追加することができるようにしております。

第9条の自由討議の保障及び拡大は、議員相互間の自由討議を重視し、条例や意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとしております。

第10条は、審議及び議決の心構えについて、第11条は、町民に対する情報公開に関する事項を示しております。

第12条は、議会事務局の機能強化及び組織体制について、第13条は、デジタル技術の活用のための環境の充実に努めるものとしております。

第14条から第16条は、議員定数、議員報酬、議員の政治倫理に関する事項を定めております。

なお、附則におきまして、施行期日は令和8年1月1日としております。議員各位におかれましては、趣旨に御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、新田議員、山根議員、栄本議員、岡崎議員、山中議員の賛成をいただき、本日の会議に提出しております、発議第2号周防大島町議会議員政治倫理条例の制定について、提案の趣旨を御説明いたします。

議案つづり（第2号）の10ページをお開きください。

近年、社会における政治や行政への説明責任に対する関心は一層高まり、議会に対しても公開性・透明性の確保、公正性の徹底、そして何よりも住民の負託に応える姿勢が強く求められております。

こうした状況を踏まえ、議会自らが自立的に規律を定め、職務の遂行における倫理基準を明文化する意義は、極めて大きいものがあります。

本条例案では、議員が遵守すべき政治倫理基準を定め、違反の疑いに対して実効性を確保するため、必要に応じて審査・調査等を行うことによって、政治倫理に対する公正な対応を可能とする仕組みとしております。

本条例の制定を通じて、議会及び議員が、これまで以上に高い倫理性と責任感を持ち、住民からの信頼を一層高め、健全で節度ある議会運営が確保されることを期待するものであります。

なお、本条例の制定にあたっては、発議第1号と同様、今年度より、議会改革の観点からの議員定数及び議員報酬等のあり方特別委員会において検討を開始し、各自治体の先行事例の調査等の整理を進め、複数回にわたり協議を重ね、条例案として取りまとめたものであります。

それでは、本条例案の要点を御説明いたします。

第1条は目的を、第2条は議員の責務についてでございます。

第3条の政治倫理基準は、地位利用、ハラスメント行為の禁止などの遵守事項を定めております。

第4条は、町工事等の契約に対する遵守事項でございます。

第5条から第8条は、第3条の政治倫理基準に違反の疑いがある場合の審査請求の方法、審査会の設置等、審査会の審査及び対象議員の協力義務について定めております。

第9条の議長への報告等は、第6条第1項により設置された審査会の審査結果を議長に報告し、第10条の必要な措置の実施において、議長は、審査会からの報告により、政治倫理基準に違反したと認められる場合の措置について定めております。

なお、附則におきまして、施行期日は令和8年1月1日としております。

この2つの条例は、制定することだけが目的ではございません。何よりも町民の負託に応える姿勢、そして覚悟を持った議会改革を共に進めてまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、趣旨に御賛同いただきますようお願いを申し上げます。発議第1号及び発議第2号の提案の趣旨説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） お諮りします。発議第1号及び発議第2号につきましては、事前に質問を受け付けておりましたが、どなたからも質問の提出はありませんでしたので、質疑を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定しました。

吉村議員、お疲れさまでした。

これより討論、採決に入ります。

発議第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。発議第1号周防大島町議会基本条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

発議第2号周防大島町議会議員政治倫理条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（荒川 政義君） 日程第20、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長より審査中の請願第1号につきましては、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第21. 議員派遣の件について

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議員派遣の件についてお諮りします。

お諮りします。お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和7年第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時00分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 山根 耕治

署名議員 栄本 忠嗣

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員